

令和5年1月6日17時00分
近畿地方整備局
福井河川国道事務所

一般国道161号(福井県敦賀市駄口^{だぐち}地先)の通行規制について (終 報)

一般国道161号敦賀市駄口地先において斜面崩落が発生したため、1月5日(木)より片側交互通行規制を行い、応急復旧を進めております。本日、応急復旧が完了しますので、1月6日(金)19時に片側交互通行規制を解除します。交通規制中は迂回等の御協力ありがとうございました。

片側交互通行規制解除について

- 解除時間 令和5年1月6日(金) 19時00分
- 解除地先 一般国道161号 福井県敦賀市駄口地先
- その他 今回実施した応急復旧作業については暫定的な処置であり、今後、引き続き恒久対策を実施してまいります。

<取扱い>

<配布場所> 福井県政記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所

副所長(管理) ^{おおにし}大西 ^{けんいち}健一(内線206)

道路管理課長 ^{かみたに}神谷 ^{たけし}毅 (内線431)

TEL:0776-35-2661(代表)

【位置図】 国道161号 片側交互通行規制解除



【別添1】
国土交通省
福井河川国道事務所



**片側交互通行
規制解除**
(福井県敦賀市駄口)

8.8km

9.0km

至 福井市

至 米原市

琵琶湖